

○報告事項

教育委員会4月定例会について

○質問項目

- 1 令和8年度香川県公立高等学校入学者選抜学力検査の概評について
- 2 令和8年3月香川県公立高等学校卒業者の就職内定状況について
- 3 県立高松北高校教諭の体罰事案について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず、本日開催いたしました教育委員会4月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告させていただきます。

教育長)

本日の教育委員会4月定例会の内容でございますけれども、議案が2件、その他報告事項が3件ございました。

議案第1号は、香川県立アリーナ規則の一部改正ということで、香川県立アリーナ条例の規定のうち、別に教育委員会規則で定めることとしている「附属設備及び器具の使用料」に対象設備の追加を行うため、具体的にはLEDパネルでございますが、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は、教職員の懲戒処分についてでございます。

欠勤をしていた公立小学校教諭に係る懲戒処分1件を議決いたしました。事案の詳細につきましては、この会見の後に義務教育課長から説明いたしますが、教職員は、法令を遵守し、児童生徒はもとより、県民の皆様の信頼を失うことがないように、自らの立場と職責の重さを十分に自覚し、行動すべきであり、教職員としてあるまじき行為でございまして、誠に遺憾でございます。

今後とも、全ての教職員に対し教育公務員としての自覚を促し、県民、保護者の皆様からの信頼回復と再発防止に取り組んでまいります。

その他事項の1件目、「小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会」の設置についてでございます。お手元に資料提供させていただいております。

香川県では、35人学級の実施や小学校における教科担任制の拡充の2つの柱からなる香川県独自の指導体制として、「香川型指導体制」を整備してきたところでございます。近年、幼児教育と小学校教育との円滑な接続や、配慮が必要な児童生徒への対応など、新たな課題

が生じてきておりました。それらに対応した新たな指導体制の検討を行うため、「小・中学校の新しい指導体制在り方検討委員会」を設置することとし、教育委員会に報告いたしました。

今後、検討委員会において、本県の児童生徒における現状と課題の分析などを行いまして、今後の児童生徒の確かな学力の定着を図るための施策等の方向性の検討を進め、香川県の教育環境の改善につなげていきたいと考えております。

その他事項の2件目でございます。令和8年度香川県公立高等学校入学者選抜学力検査の概評についてでございます。お手元に資料を提供しております。

今年3月10日に実施した公立高等学校入学者選抜の学力検査の概評について報告いたしました。総合点は250点満点で、平均点は昨年より8.2点高い、151.6点となっております。この学力検査の概評は、県内の各中学校に周知することとしており、各中学校での学力向上や進路指導に役立てていただきたいと考えてございます。

その他事項の3件目、令和8年3月香川県公立高等学校卒業者の就職内定状況についてであります。お手元に資料提供しております。

今年3月末現在の高等学校卒業者の就職内定状況について報告いたしました。県内の公立高等学校卒業生で、就職を希望した944名のうち99.5%にあたる939名が内定しておりました。記録の残る平成9年度以降、3番目に高い内定率となっております。

以上が教育委員会定例会の内容でございます。よろしくお願いいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

なお、ご質問の際には、始めに社名とお名前をお願いいたします。

記者)

今ご説明があった中で、入学者選抜の概評についてなんですけれども、科目でいうと、国語、数学、理科については前年度を上回っている。全体で見ると、8.2点(増加)というかなり高い点数が出ていますけれども、この状況をどのように評価されますか。

教育長)

年ごとにでこぼこがあるわけですが、作問の段階では55%程度を想定して作問してございます。詳細な分析をしていないようではございますけれども、例えば難しい問題などに無回答で対応する生徒が減ったとか、そういうことで加点要素も加わって、全体として60%を超える平均点になったという、今のところはそのような分析でございまして。

一方で、高い点数層と低い点数層では高い点数層の割合が増えており、また、英語では二極化の様相を呈してきており、これについては教科指導の中身など少し分析をしたうえで、

いろんな対応を図っていく必要があるのかなという受け止めてございます。

記者)

資料にあるように、5教科の総合得点が200点から220点の層にピークがあるということなんですけれども、要はこの辺りが特に多いということですか。

教育長)

そういうことですね。ですから8割ぐらい取っていますよね。

記者)

それぐらいの正答率の生徒が多かったということですよ。

教育長)

正答率というか、8割程度の得点を取れる生徒のシェアが今年度は非常に増えていたということです。

記者)

山が1つあるのか、それとも二極分化しているのかというのは。

教育長)

全体を見たときにそういう傾向がはっきり出ているとは言い切れませんが、教科ごとに見たときに、山が2つ並んでいるような教科もあるのかなと思っています。

記者)

もう1点、発表資料の高校生の就職内定状況なんですが、過去3番目に高いというお話もございましたけれども、この99.5%という数字をどのように評価されますか。

教育長)

昨今の状況でございますので、昨年度、一昨年度、その前も98%から99%ぐらい。全体として公立高校だけ見ますと、3月は99.5%、99.6%、99.7%、99.8%ぐらいの水準をずっと重ねてきていますので、今のいわゆる人手不足の状況を表しているのではないかなという受け止めてございます。

記者)

一方で、就職にたどり着けていない生徒さんもいらっしゃるのと、希望した職種に実際に就職されているのかっていうところも含めてなんですけれども、今後の取組みって何か改善点など、ございますでしょうか。

教育長)

1つは、改めてこれについては継続的にやっていかなければいけませんから、キャリア教育担当の指導の先生方には、今まで通りの取組みに力を尽くしていただきたいということ。もう1つは、いろんな企業の情報が、生徒の皆さんあるいは保護者の皆さんに行き渡るような何か工夫ができないかといったことも考えていきたいと思っています。

記者)

昨年度時点での話なのですが、高松北高校のフェンシング部顧問の処分についての質問です。

教育長は1月の定例会見で、顧問が去年7月に、部員に平手打ちをして負傷させた件に関して、その後、保護者から指摘された当該教諭の非違行為を調査したうえで、当初の口頭処分が適切であったか再検討するとの考えを示されていました。

この調査の結果、7月の体罰、プラスアルファ、体罰ととらえられる不適切な行為もあつたにも関わらず、懲戒処分を出さなかった理由を、県教委が定めた指針に沿って説明してください。

教育長)

個別に追加の調査を行いました。いわゆる量定については、検討した結果、法律上の懲戒処分に至らないという判断をして、改めて、矯正措置と言いますか指導を行ったところがあります。今、指針そのものが手元にないので、誤ったことを言ってもいけませんので。

記者)

1月の会見のときもそうなんですけれど、処分については、態様だとか動機、結果、故意または過失の度合い、日頃の勤務態度や、非違行為後の対応というところを考慮して、とおっしゃっていましたが、態様、動機、結果いずれにしても、酌量の余地はないと思います。

一方で、学校の調査で判明して、教諭自身も認めていることとして、ファント1,000本の指示、東京での重要な大会を前にした長期の練習禁止措置、「腐ったみかん」などという暴言の数々も発言自体を認められているようです。

また、7月に体罰があつた後、校長から指導禁止を言い渡されている期間中に、少なくとも1回、指導していたことも認めているようです。これは、業務命令の拒否で、非違行為に該当するとも考えられます。

今、申し上げた事例は、懲戒処分の指針で、標準例よりも処分を重くする際の考慮事項の5番目、「処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき」に該当しますでしょうか。

教育長)

今、(手元に)指針がちょっとないので、具体的な事例については、担当課に聞いていただいたほうがいいと思いますね。

記者)

最後に、教育長はそういう指針を策定したことについて、学校教育に対する県民の信頼を確保する観点から策定したとおっしゃっていました。今、手元にないとか、担当課から説明という方法で、信頼確保に繋がるとお考えでしょうか。

教育長)

手元にないので、誤った発言はなかなかできませんから。確認したうえで発言をしたいという、そういう意味であります。

記者)

それでは後ほどというか、また今度の機会でもいいんですけど、教育長のほうからも説明いただくことは可能でしょうか。

教育長)

どのことをですか。

記者)

今、質問した点に関して。

教育長)

わかりました。

司会)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長定例記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。